

大阪府とパナソニック株式会社との連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）とパナソニック株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、双方の資源やノウハウを活用し、大幅な省エネルギー化を実現する最先端の建築物であるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の理解促進や導入推進に向けた取組みについて、相互に密接な連携を図ることにより、脱炭素社会の実現などに貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- (1) ZEB化改修の可能性調査に関すること
- (2) ZEB化手法の検討に関すること
- (3) ZEB化の認知度向上及び理解促進に関すること
- (4) その他、本協定の目的に資する事業に関すること

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも協定を終了する旨の書面による通知がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、双方記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年9月26日

甲 大阪府大阪市中央区大手前2丁目

大阪府

大阪府知事 吉村 洋文



乙 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号

パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社

マーケティング本部 近畿電材営業部

営業部長 平岡 勇

